

民間資金等活用事業推進委員会 第45回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第45回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：平成29年 9 月25日（月） 15:58～17:34

場 所：合同庁舎 8 号館 5 階共用 A 会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) PPP/PFI推進アクションプラン等を踏まえた内閣府の主な取組状況等について
(報告)
- (2) PFI推進委員会の今後の進め方について (案)
- (3) 計画部会の今後の予定について (案)
- (4) 優先的検討部会の今後の予定について (案)

3. 閉 会

○坂本参事官 それでは、ちょっと時間より前なのですがけれども、皆様おそろいでございますので、ただいまから第45回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

事務局であります内閣府PFI推進室の参事官をしております坂本でございます。

本日はお忙しい中、御出席賜りましてまことにありがとうございます。

また、本日は民間資金等活用事業推進機構の半田代表取締役社長にも御出席を賜っております。

あわせて、事務局に人事異動がありましたので御報告させていただきます。

大臣官房審議官兼PFI推進室長の石崎でございます。

本日は、定員9名のうち8名の委員に御出席賜っております。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

議事に入る前に、審議官の石崎から一言挨拶をさせていただきます。

○石崎審議官 こんにちは。ことしの7月にPFI推進室長に着任しました石崎と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私、前職は国土交通省住宅局で建築指導課長として建築基準法をやっておりまして、7月に来て以来、大分畑違いだなというところで毎日勉強をさせていただいております。ただ、しばらくやっていると、いろいろな難しい、世の中が変わってきている、そういう分野の中で、民間の方々と一緒に、どうやってこれから乗り切っていくのか、また、さらに創意工夫をしていくのかというところでは、いずれも同じ行政、通ずるところがあると思ひながら最近毎日やっているところでございます。どうぞお願いたします。

御存じのとおり、この推進につきましては、この委員会の御議論を踏まえまして、ことしの6月にアクションプラン、平成29年度版を改定しまして、現在、これに基づいて我々も取り組みを進めているところでございます。しかしながら、この21兆という目標を達成していくためには、この委員会において、さらに、どう深掘りしていくのかということいろいろな議論していくことが必要だと考えさせていただきます。

PFIも法律制定以来18年を迎えてございますが、さらに新しい分野、より深い分野にチャレンジし続けるというのが、PFIの担うべき役割であると考えてさせていただきます。

ことしは9月ということで、昨年よりも少し前倒しをして議論をお願いしたいと考えてさせていただきます。ぜひ積極的な御議論をお願いしまして、このPFIのさらなる推進に御協力いただきますことをお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○坂本参事官 ちなみに空調が、この建物がPFIでやっておりまして、一括管理しておりますので、申し訳ありませんが温度調節ができません。暑い方は上着はぜひ取ってくださいますようお願いいたします。

それでは、以後の議事につきましては、石原委員長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

○石原委員長 それでは早速でございますが、本日の議事に入らせていただきます。

議題1「PPP/PFI推進アクションプラン等を踏まえた内閣府の主な取組状況等について（報告）」、事務局のほうから御説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○森企画官 それでは、まず資料1に基づきまして、今のアクションプラン等を踏まえた主な内閣府の取組状況についてということで、これは御報告という形になりますけれども、説明をさせていただきたいと思ひます。

まず「目次」なのですがすけれども、資料1の内容ですがアクションプランのおさらいといひますか、前回、5月25日の委員会でアクションプランを御審議いただきまして、そのときに概要の一部御指摘をいただいたものを踏まえて修正をしております、そういったことも御説明をさせていただきます。また、最近のPPP/PFIの実施状況ですとか、内閣府の取組について、この目次に沿って御報告をさせていただきたいと思ひます。

1 ページ目「PPP/PFIアクションプラン（平成29年改定版）」でございます。

これはもちろん御審議いただきましたので、内容のおさらいということになってしまいますけれども、前回の委員会の後に「背景」を一番上に加えております。前回のときに、この一枚紙ですと、背景ですとか狙いですとかがわかりづらいということもありまして、ちょっと「背景」だけ読み上げさせていただきますと、

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こるうるものであり、また良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

というように記載をさせていただきます、その次に「改定のポイント」ということで、おさらいになってしまいますけれども、「公的不動産における官民連携の推進」を明記したというところと、具体的な施策をブラッシュアップしたということと、重点分野にクルーズ船向け旅客ターミナル施設とMICE施設を追加したというところでございます。

「PPP/PFI推進のための施策」ということで、「コンセッション事業の推進」「公的不動産における官民連携の推進」「実効性のある優先的検討の推進」「地域のPPP/PFI力の強化」ということで、主にこの大きな4つの柱で、赤い字の部分が主な改定の部分ですけれども、そういったところで具体的な項目を、今、アクションプランに沿って取組を進めているところでございます。

「コンセッション事業等の重点分野」ということで、水道、下水道が平成28年度までの目標を達成していないということで、水道については平成30年度、下水道については平成29年度まで、目標期限を延ばしたところでございます。

「事業規模目標」については21兆円ということで、これは昨年変えたということで、今回は変えているものではございません。21兆円に向けて、今、取り組んでいるところでございます。

2 ページ目、ここからは「PPP/PFI事業の実施事業」、現状の御報告です。

実は、この2ページ目は既に前回お示ししたものと全く同じですので詳しい説明は省略

させていただきますけれども、平成27年度までの事業規模ということで9.1兆円、平成27年度につきましては6.7兆円の事業規模で、うち5兆円が関西国際空港ということで、それを除くと1.7兆円というところがございます。堅調に推移をしていると我々は考えているところがございます。

件数につきましても、類型Ⅱの収益型事業、類型Ⅲの公的不動産利活用事業ともに21件ということで、さらに加速をしていきたいと考えております。

3 ページ目「PFI事業の実施状況」ということで、アクションプラン後というよりは、今、平成28年度の最新の状況がまとまりましたというような御報告です。

一番左側の「H11年度」から、PFI法ができてからの推移をあらわしているものでして、この上のほうに3桁の数がある、平成28年度ですと609というのが件数になります。平成28年度までに609件の事業の契約が結ばれたというところがございます。

3 ページ目は類型だったのですけれども、4 ページ目は単年度ごとに見たものになっておりまして、平成28年度は56件ということで、これを見ていただきますと、一時期、平成20年代前半は若干少ない状況でしたけれども、平成28年度は過去最高の件数ということになっております。

5 ページ目と6 ページ目は、詳しい説明は省略させていただきますけれども、5 ページ目が分野別の実施方針公表件数、6 ページ目が都道府県の場所別の実施方針公表件数となっておりますので、後ほどごらんになっていただければと思います。

7 ページ目「コンセッション事業等の重点分野の進捗状況」でございます。

皆様御承知のとおり、「空港」がごらんのとおり順調に進んでいる。開始されているものがよいモデルになって、案件がどんどん続いているというような好循環が生まれているのかなと思っております。

「水道」「下水道」ですと、デューデリジェンス等を実施しているものはございますけれども、実際に始まったものはまだないというところがございます。早く、1件よいモデルをつくって、それがモデルとなって後に続くことを期待しているところがございます。

8 ページ目「優先的検討に係る取組（平成29年度上半期）」ということで、今後の取り組みにつきましては優先的検討部会で行っておりますので、また後ほど説明させていただきますけれども、上半期に何をやったかというところを簡単に記載しておるところでございます。

人口20万人以上の181団体に昨年度末までに策定を求めていたところですが、それが昨年度末までに122団体ということで67.4%策定が終わっていたのですが、未策定の団体が残り59団体あるのですけれども、そちらにつきまして28団体訪問して助言等を実施した。実際に行けないところには電話等で状況を確認する。必要に応じてアドバイスをするなりといった支援を実施しているというところがございます。

平成29年9月末時点の策定状況と策定の課題や工夫点を把握するためにアンケート調査の回答を依頼するというところがございます。

これが「1. 優先的検討規程の確実な策定に向けた取組」というところをごさいますて、あと大きく2つ、策定されたはいいが運営はどうなのだということが2番目でして、運営につきましては、これもまた9月末時点の運用状況につきまして、課題とか工夫点とかを把握するためにアンケート調査への回答を依頼するというところをごさいます。

今、人口20万人以上のところに要請をしたというところですけども、「3. 人口20万人未満の地方公共団体における規程の策定・運用の促進に向けた取組」ということをごさいますて、こちらは優良事例を横展開したいと思っておりますて、そういった候補となる地方公共団体に対してヒアリングの依頼をしたところをごさいます。

優先的検討につきましては、以上をごさいます。

続きまして、支援の関係をごさいます。

○濱田企画官 PFI室企画官の濱田をごさいます。

9ページから、支援の内容について私から説明させていただきます。

内閣府におきましては、資金的な資源と人のリソースを、主に地方公共団体を対象とした案件形成に割くということをやっております。

7種類の支援の仕組みを持っておりますて、うち東京で、コンサルタントさんと契約をさせていただいて、そのコンサルタントさんに実際に自治体の応援に入ってもらおうというタイプのものが5種類ごさいます。

9ページ以降、右肩に①、②、③と入っておりますけれども、この5種類について簡単に御説明させていただきます。

最初に9ページ「①優先的検討運用支援」という支援メニューをごさいます。これは森企画官が8ページの3. で申しました人口20万人未満の地方公共団体における規程の策定と、これに基づく案件形成のモデルをつくるために支援させていただくというものでごさいます。

これにつきましては、人口14万人の米子市さんに適用させていただいて、全国の見本になるようなモデルをつくっていくところの、単年度1年を一緒に過ごさせていただくことをごさいます。米子市さんは体育館の再整備を検討されておりますて、主にこれにPFIを適用できないかという観点から検討を進めていく予定をごさいます。

10ページ、これは一般のPFIよりも、少し先進的、高度な知見が必要なものです。これについて、経験のない自治体さんでは例をつくるのがなかなか難しいということで、会計士さんですとか、法務的な専門知識のあるコンサルタントさんを内閣府から派遣させていただくというものでごさいます。

これにつきましては静岡県南伊豆町で、廃棄物の処理施設の更新です。これは今のところ、3つの市町で広域的に処理を行う仕組みを前提にビジネスモデルをつくっていきこうとされておられまして、大きな容量の施設をつくっておいて、将来、3つ以外の自治体さんで更新が必要になったところに容量を売ることができないかということを考えておられます。その部分が普通のPFIよりも高度な部分がありますので、こちらを応援させていただ

いているというものでございます。

11ページ「③地域プラットフォーム形成支援」でございます。

これについては産官学、それから、とりわけ金融機関をつないで案件が出てくる素地を各地域につくっていかうというもので、過年度までに10地域でプラットフォームの形成支援をさせていただいておりますが、今年度はさらに相模原市や京都府など、6地域でのプラットフォームの形成を支援させていただこうというものでございます。

12ページ、これは一般的なPPP/PFIの案件の形成を支援するもので、各自治体さんの内部でプロジェクトがあって、できれば民の力を使うことができないかという検討段階のものについて、本当に使うことを前提に予算どりとか、そういうことが庁内で進んでいくようにするプロセスの部分を応援させていただくというもので、こちらにつきましては越谷市さん、寒川町さん、福山市さんのプロジェクトについて支援をさせていただくというものでございます。

13ページ、5つのメニューのうちの最後でございますけれども、「⑤民間提案活用支援」ということで、昨年度、この会議の事業部会のほうで特に御審議をいただきました。

その知見を活用して、実際に民間の提案をプロジェクトに反映させていくモデルをつくらうということで募集をさせていただきまして、愛知県大府市さんが駅前に古い駐車場、駐輪場があるのですけれども、これを更新したい。そのときにできれば駅前のにぎわいが出るような形でやりたいのだけれども、そこの部分のアイデアを民間から求めたいということで応募してくださいましたプロジェクトを応援させていただこうということで、今年度は取り組んでまいります。

○森企画官 続きまして、14ページ目「⑥その他情報提供等の支援」ですけれども、皆様には事前に御連絡をしたところですが、政府インターネットテレビで9月7日から放映をいたしておるものでございます。

宮本委員長代理には、大変御尽力をいただいたというところでございます。

これは何かといいますと、PPP/PFIの取り組みということで、今、公共施設の老朽化ですとか、少子化でどんどん廃校が進んでいるという状況を踏まえまして、官と民が連携することで、効率的で質の高い公共サービスの提供が可能になりますという観点から、PFIの解説とか各種の事例を紹介しているものでございます。

例えば水道の福岡県大牟田市と熊本県荒尾市の連携ですとか、新潟県聖籠町の廃校をサッカーの専門学校として活用した事例ですとか、岡山県津山市のごみ焼却施設の集約化に関する事例とか、そういったものを紹介させていただいているところでございます。こちらは約15分の番組になっておりまして、ぜひとも皆様からも周知等をいただければと思っていますところでございます。

最後に15ページ目、次期通常国会に予定をしているPFI法の改正ということで、また後ほど御説明させていただきますが、こちらの運用に当たっては委員会でも議論をしていただきたいと思っていますので、どういった内容の改正になる予定なのかというところだけ簡

単に御説明をさせていただきたいと思います。

大きく3つございまして、①と②はこの委員会でも既に御説明を差し上げたことがあるかと思うのですけれども、「①インセンティブ付与」ということで、上下水道のコンセッション事業の件なのですが、水道とか下水道を自治体が借金で整備をしているものについて、地方公共団体は公営企業債を発行しているというところなのですが、それを運営権対価で返済しようとするときに、今、繰上償還をする場合には補償金を払わなくてはいけないというものを、ただ、コンセッション推進のために、そういった一定の要件を満たした場合には、補償金を免除ですとか軽減するという措置を講ずるものがございます。

「②二重適用問題の解消」も以前御説明させていただいたものなのですが、これはいわゆるコンセッションの制度と指定管理者の制度が、今、文教施設などでは、それを特定の第三者に貸そうと、使用させる場合には、どちらも適用しなくてはいけないという、そういった二重適用する場合の問題を解消するものがございます。

「③支援体制の強化」につきましては、「未来投資戦略2017」の中で内閣府の機能とか権限とか、組織のあり方について検討して、必要に応じ法改正をするとされておりまして、そういったことを踏まえて、コンセッションを初めて活用する自治体などに対する内閣府等の助言ですとか、調整機能の強化といったことを考えております。

具体的に何をするかは今後になりますけれども、とりあえず今はこういうことを次期通常国会に提出しようということでやっているものがございます。

資料1の報告につきましては以上でございます。

○石原委員長 今、御説明いただきましたが、御質問、御意見等ございましたら、いかがでございましょうか。

このテレビというのは、視聴率は相当高いものなのですか。

○坂本参事官 件数は具体的に確認をとっていないのですが、おかげさまで初日から非常に反響が大きゅうございまして、満足度は最大が五つ星なのですが、人気のある番組は五つ星になるのです。初日からおかげさまで、配信を始めたばかりのときはついていなかったのですが、すぐその日のうちに五つ星になりました。

皆様も、いろいろな方々が周知をしてくださって、特に自治体の方々に、私もいろいろなところで講演をしたりするときに宣伝をしてきたのですが、ぜひ地元の住民の方々、地域の方々に紹介したいという自治体の方もたくさんいらっしゃいまして、おかげさまでたくさんの方に見ていただいているようです。

○石原委員長 宮本先生の顔も出ましたね。

○宮本委員長代理 それはよくわかりませんが、事務局の方々と内容をいろいろ議論させていただきながら、できるだけ一般の方々にもわかっていただけるように工夫したつもりでございます。

本当に、坂本さんを初め、皆さんの御尽力のおかげだと思っております。

○坂本参事官 補足いたしますと、宮本先生みずから、いろいろな優良案件の実際の担当

者の方にもメールを送ってくださったり、我々も大変助かりました。ありがとうございます。

○石原委員長 徳光さんと木佐さんも大変感激して、お二人を通じて、またさらに広がる
といいですね。

○坂本参事官 そうですね。特に徳光和夫アナが「こんなに素晴らしいことをやっていた
のですね。いや、浅学で知らなかったな。PFIはすごいね」と収録後におっしゃってくださ
っていました。

○石原委員長 そうですか。PR活動も大事ですからね。

○坂本参事官 おっしゃるとおりです。

○石原委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょう。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 御説明ありがとうございました。

7ページのコンセッション事業のところなのですけれども、御説明がありましたように
空港は極めて順調で、道路は予定どおり、公営住宅も意外と進んでいるように思うのです
が、なかなか進まないのは水道と下水道で、特に気になるのが、何となく理由はわかるの
ですけれども、大阪市と奈良市のほうで、結局、実施方針を議会に出したけれども、成立
していないということなので、議会内からいろいろと反対とか御意見があったのだと思
いますが、このあたり、水道事業、下水道事業はそれぞれ、どこがボトルネックになって
いるのですか。

○坂本参事官 下水道のほうは若干進捗しているのですが、浜松市は優先交渉権者が決ま
って来年の4月から開始ということで1件出ているので、ほかの自治体さんも浜松市に教
えを請うということで、国土交通省さんがその会議をセットして、それにみんなが呼応す
る形で検討が進んでいるということなのですが、水道のほうはなかなか、特に官がやるほ
うが安心だという、何といいますか、民間に任せて大丈夫なのかというところの説明
といえますか、今度、奈良市とかも再チャレンジするということですが、そのあた
りをしっかり御説明した上で議会にも御相談していくということのようです。

下水ももちろん大事なのですけれども、直接飲む水ということがやはりあるようで、さ
らにワンランク難しくなっているというような印象です。

○佐藤委員 日本政策投資銀行のほうで、水道事業のPFI関係で広域化の仕事をしたことが
あったもので、そのときはなるほどなと思ったのですけれども、なかなか広域化が進ま
ない。ある程度の規模がないと、水道事業として民間が受けにくいということと、2つ目、
イギリスとかの事例で聞いたのが、やはり民間委託するときは同じなのだそうです。海外
も不安があるので監督庁をつくっているらしいのです。監督機関をつくって、水道の民間
事業者がちゃんとやっているかどうかということのある程度モニタリングする専門機関を
つくっているというのです。

何かそういったものをやらないと、確かに水の管理、水だけではないと思うのですけれども、民間事業者で大丈夫なのかというような、監督責任はどうしても自治体だけになりますが、専門的な知識とかも求められるので、この辺がもう一つあるのかなという気はしたのです。

○坂本参事官 おっしゃるとおりでして、ぜひ進めていく上で、実際の支援をして、実際に現場にも行って、しっかり話を聞いていくというのは非常に大事かと思えます。

そういう中で、自治体のほうの管理者側が、実際に民間事業者に事業を一部やってもらう中で、官側もしっかりとその事業をウオッチしていく体制をしっかりつくっていくのが大事と考えています。

さらには、水道の中で一番下に宮城県がありますけれども、宮城県は水道だけではなくて、水道、下水道、工業用水とセットでコンセッションをやっているということなのですけれども、特に村井知事が、仙台空港でも先頭に立ってやっていたらっしゃいましたが、引っ張っておられて、私もこの間、仙台にもちょっと行ってきたのですけれども、第1号は宮城県になるのではないかというぐらいの期待が持てるのです。

奈良のほうが先に条例とかをかけていくと思うのですけれども、そういう中で、今、非常に大事な時期だと思います。

今、最初が出るところまでが苦しい時期だと思いますが、第1号が出てくれば、下水道もそうですけれども、また流れがよくなって、さらに加速してくると思っております。

○佐藤委員 水道、下水道は何段階かあって、一つは広域化の話と、もう一つは会計の問題。企業会計を整理しないと、実際、どれくらい施設が古くなっているのかわかりにくいという話もあったので、下水道は特に、企業会計はまだちゃんと整理されていないので、多分その辺があるのがまず第1で、ある程度広域化させるには自治体がちゃんと広域化連合を組まないといけないので、それをPFIで受け皿をつくっていくという、何かちょっとステップがあるのかなと思います。大きい自治体はいいのですけれども、本当は横浜市とかがやればいいのかと思うのです。大きい自治体は別に構わないと思うのです。

もう一つだけ、これは終わった話ということになるのかもしれないのですけれども、道路はこれ以上ないのですか。

○坂本参事官 現時点では、次に続くものがまだ見えてきていない。検討してはいるものの、具体的に国道とかは料金を取れないのでなかなか国道は対象になりませんし、有料道路の中でも、首都高速とかもあるのですけれども、あれ自体が民間という感じになっていますので、愛知県の道路みたいに特殊なケースが今後あればということなのですけれども、今のところはちょっとまだという状況です。

○石原委員長 上村委員、どうぞ。

○上村委員 堅実に、また着実に進んでいることに対しまして、まずもって非常に喜ばしいと思っております。

そこでお聞きをしたいことが一つありまして、今回のPFI法改正の中で1番目のインセン

タイプ付与です。これは本当にPFIを推進していく中で、阻むものがこの地方債の繰上償還に対しての、こういった金利に対する補償金の免除は大きいと思います。

今回、上下水道分野に限る法案になっているのだと思うのですが、さらに望ましいのは、個別で上下水道をとるよりも、例えば空港にしても財投債を使ったりしてしまし、地方債が一部入っているのもありますし、あるいはここにはありませんが鉄道なども、地方債、財投債が随分入っています。こういった文教施設も、全部の分野においてこの問題はあると思いますので、地方債だけではなく、望ましいのは財投債の繰り上げのとき、それから、上下水道分野だけではなく、ほかの分野への導入も望ましいのだけれども、一度に全部言うとは大変だから、これはステップ、ステップになっているのかもしれないのですが、やはりこれはステップでやったほうがよろしいのですか。それとも、もう少し包括的に、ほかの分野も含めて、この問題は全部絡んで、今後も絡んでくると思いますので、一挙にやるのがいいのか、一つ一つのほうがやりやすいのか、ちょっとそのあたりをお聞かせください。

○坂本参事官 余りはっきり申し上げるのもよくないのですが、ここは実はかなり厳しい調整の中で、ちょうど去年の今ごろだったようなのですが、私がまだ着任する前ですが、財務省理財局を中心に、補償金の減免というのを、非常にハードルが高い中で、特に緊急性が高い上下水道に限ってということで、昨年末に合意がされたということでありまして、今まさにおっしゃったとおり、これを広げようとしたところ、ちょっと誰とは言いつらいのですが、カウンターパートの部署の方からかなり厳しく言われまして、私もそれは上司にすぐ報告したのですが、なかなかこれをほかの分野に緩めるというか、広げるというか、そういうのはかなり厳しい状況になっております。

まずはこの制度がしっかりできるということが大事で、期間も平成30～32年度の3年限定ということで、これをまた、水道法の審議の状況が、通常国会で成立せずに継続審議になったものですから、ちょっと延ばしたりできないかなどということも考えていたのですが、財務省からはかなり厳しい話がございます、そこはもう3年間で上下水道というところでやらざるを得ない状況ですが、これができたということが、手前みそで済みませんが、これも大きな前進で、まだ我々の努力が足りないかもしれないですが、ここは大きな成果という意味では、まずはこれをしっかり頑張って、また次につなげていきたいと考えております。

○石原委員長 財政健全化の中で例外中の例外なのですかね。

小幡委員、どうぞ。

○小幡委員 先ほどからコンセッションの話が出ておりますが、PFI法の中でコンセッションというのは割と新しいものなので、これを何とか広げられればと思っています。

佐藤委員がおっしゃったように、空港の場合は、うまく使われた例があると、そのまま、比較的抵抗感なく取り組もうという雰囲気も生まれるので、よかったと思うのですが、水道、下水道について、それぞれの所管省自身もかなり悩んでいるというか、法制的に、下

水道法、水道法との関係で難しい問題があります。特に水道法の場合、私も検討会に参加していましたが、水道事業者を誰にするかなど、根本的な問題も含まれています。水道はそもそも市町村がやる事業ということに水道法ではなっていたものですから、市町村の住民の水道というところに、コンセッションが入ってくることをどのように住民が受けとめるかというあたりが、いま一つ、きちんと整理ができていなかった。それが抵抗感にもつながるし、ネックになるという感じがしますので、法制上の問題もあろうかと思いますが、インセンティブ付与というのが今回ありますが、きちんと制度の仕組みを水道法あるいは下水道法、それぞれとの関連づけでうまくできるという環境を明確に整備することが大事ではないかと思っています。

従来から、PFIの場合、個別法、例えば個別の水道法とか下水道法とか、道路法とか、そういうものとの関連があるということは前から指摘されていて、PFI法だけではなかなか難しいところがあるのですね。

今回、指定管理者の二重適用問題もありますが、うまくいけばよいのですが、いずれにしてもPFI法だけというよりは、それぞれの個別法のところで、地道にコンセッションでやればどうなるか、こうすれば大丈夫という仕組みをつくるのがとても大事かと思っていますので、水道などもなかなか大変かと思いますが、何とか広がってくれればと思っています。

以上です。

○石原委員長 いかがですか。

○坂本参事官 ありがとうございます。

まさに水道法が、今回、残念ながら継続審議になっていますが、完全に民営化するか、引き続き管理者がやるかという、そのどちらかしかないという今の状況は改めて、浜松の下水道みたいにポンプ場を2つと下水処理場1つだけをコンセッションに出すとか、そういうような形でできるように、今回の改正法は、ぜひとも、今度の国会の状況が、また、安倍総理もきょうの6時ぐらいからお話があるのでしょうかけれども、仮に法案が廃案になっても、またチャレンジをして、ここから続きますから、できるだけ早くそれを出して御審議を賜って成立を目指すのと、先ほどありましたように、PFI法の改正は改正としてしっかり、やはり分野共通の、先ほどの二重適用の話は個別法というよりはいろいろな施設に関連するというところで、このPFI法で改正するというのが望ましかろうということでやらせていただきますけれども、そういう意味で個別の法律と、しっかり一緒に、そして、きょうも各省庁から、皆様お忙しい中出ていただいていますけれども、引き続き御相談しながら、しっかり成果を出していけるように頑張っていきたいと思っています。

○石原委員長 先ほどの官のほうが安心だという不安に対する払拭というのは、今回の改定などでどう意識されておられるのですか。

○坂本参事官 法律の改正の中でその考え方を説明するというところ、考え方としてはそういうものはしっかり念頭に置いてやっていきたいのですけれども、内閣法制局もなかな

か、なぜこれを法律改正で対応する必要があるのだという、内閣法制局に対する説明の仕方もありまして、一方で、先ほどお話のありました宮本先生に御支援賜ったインターネットテレビでも、今のまま水道を維持していくのは難しいという状況を、パネルとかも入れてしっかり説明をさせていただいています。

先ほど佐藤委員からもありましたように、広域化、先ほどの福岡県大牟田市と熊本県荒尾市の県をまたがる連携ということで、複数の市で浄水場をつくるとか、そういう広域化とか、いろいろな、今までの延長でない、今までの事業のままだと、料金も値上げできず、そうはいつでも水道管も老朽化して耐震化もできていないという、それをだましだまし、そのままずっと続けていくのは厳しい。工夫をしていかないと、今までと違うやり方、いろいろな連携をしていかないといけないというところを住民の方々に理解をしていただくという中で、先ほどの番組などもそうですし、いろいろなところで発信をして、御理解を賜っていただけるように頑張っていきたいところです。

○石崎審議官 今、いろいろと我々もやっていることはやっているのですが、基本的には、とにかくいい事例を1つつくる、それが何より大事なのだろうということで、今回、このインセンティブ付与もかなり無理を財務省にお願いして、とにかく1個目をつくるために協力してくださいということをお願いしているところです。

それだけではまだ足りないみたいなのところも恐らくあると思いますので、そういう面も、また後ほど説明がありますけれども、部会とかの議論の中で取り上げていただけると非常に助かると思いますので、ぜひ引き続きお願いいたします。

○石原委員長 後ほど関連して、質問、御意見等あるかと思いますが、この分野についての今の取り組み状況につきましては、これでもよろしゅうございますか。

それでは、こちらにいたしまして、次の議題2に移りたいと思います。

「PFI推進委員会の今後の進め方について（案）」ということで御説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○森企画官 それでは、資料2に基づいて御審議をいただければと思います。

「PFI推進委員会の今後の進め方について（案）」ということで、ページをおめくりいただきまして「1. 当面の審議事項」ということで3点考えております。

1つ目が、事業規模目標21兆円の達成に向けて、主な課題・論点を御審議いただきまして、それを本年内に取りまとめた上で、年明け以降に推進方策について御審議いただければと思っております。こちらの審議は、主に計画部会で行わせていただければと考えております。

2つ目が、優先的検討規程の策定・運用状況のフォローアップですとか、確実な策定とか、的確な運用のための方策について御審議いただくということで、こちらも昨年来やっておりますけれども、優先的検討部会のほうで御審議いただければと思っております。

3つ目が、法案策定、おおむね年明け以降になるかと思うのですが、国会提出は通常国会ということで来年の2月ごろを予定しておりまして、成立後の確実な運用に向け

た方策について御審議いただければと考えております。

こういったものを必要に応じて、骨太方針、未来投資戦略、PPP/PFI推進アクションプランに反映をしていきたいと思っております。

「2. 今後の進め方」とありまして、真ん中の赤いところがPFI推進委員会でございます、点々で四角く囲ってあるのは計画部会です。

先ほど説明したとおりなのですが、計画部会で、まず主な課題・論点を取りまとめるということで、その前に有識者ヒアリングということでヒアリングを行いたいと考えております。

これについては、また後ほど計画部会の議題のところでお説明をさせていただきますが、そういったことを計画部会で行って、優先的検討部会のほうでは、確実な策定ですとか、的確な運用に向けた検討を行って、課題・論点を取りまとめて、そういったものを経済財政諮問会議ですとか未来投資会議に、こういったことで取りまとめたということで御説明をして、PFI推進委員会のほうではPPP/PFIの推進方策の議論ですとか、先ほどの法案の確実な運用に向けた方策について議論をしていきたいと、そういったものをアクションプランのほうに反映をさせていきたいと思っております。

経済財政諮問会議ですとか、未来投資会議もございますけれども、そちらのほうは主に方向性の議論をしていただくような場でございます、そういったものを推進委員会のほうにフィードバックさせていきつつ、またアクションプランのほうにも反映をさせていきたいと思っております。

進め方につきましては以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

進め方について御説明をいただきましたが、いかがでございましょうか。

計画部会長さん、優先的検討部会長さん、いかがでございますか。

○宮本委員長代理 今、御説明いただいた方向で計画部会を進めてまいろうと思っております。

計画部会の内容につきましては、この次の議題で、また事務局のほうから御説明いただくことになっております。

○石原委員長 根本先生もよろしゅうございますか。

○根本委員 後ほど。

○石原委員長 それでは、この部分についてはいずれにしろ21兆円という目標を掲げておりますので、精力的な御議論をお願いしなければいけないわけでございます。

次の話題に移りたいと思います。

議題3「計画部会の今後の予定について（案）」、事務局からお願いいたします。

○森企画官 事務局から、資料3「計画部会の今後の予定について（案）」に基づきまして御説明をさせていただきます。

「1. 当面の審議事項」でございますけれども、最初に書いてある3行は先ほど申した

とおりでございまして、21兆円の達成に向けて、主な課題・論点を御審議いただき、本年
内に取りまとめた上で、年明け以降は推進方策について御審議いただくというところで
ございます。

【主な論点】をあらかじめ3点ほど考えておりますというところが、こちらのペーパー
でございます。

「(1) 多様なPPP/PFI手法の活用、裾野拡大に向けて」でございます。

既にいろいろな分野で活用が進んでおりますけれども、活用されているものも、さらな
る余地がある分野ですとか、さらに新たな事業領域の活用性ですとか、そういった観点か
らのヒアリングを一つ考えておるところでございます。

ポツのところ、例えばということで、多様な分野における地方公共団体の取り組みに
ついてといったことですとか、運営権事業、コンセッションですが、適用拡大のニーズで
すとか、そういったところについてのヒアリングを考えているところでございます。

「(2) 公的不動産における官民連携の推進に向けて」でございます。こちらはアクシ
ョンプランで改めて項目を立てました。

公的不動産の官民連携の推進につきまして、例えば類型Ⅱの収益型事業では各地方公共
団体での実施、類型Ⅲは公的不動産の利活用事業ですけれども、類型Ⅲにつきましては各
地方公共団体で2件程度ということを目標としておりまして、そういった実現に向けた方
策に係るヒアリングを考えておるところでございます。

ポツのところでは、例えば今まで行われている事例に則して、地方公共団体ですとか、
民間事業者の視点から、その課題ですとか工夫点等についてヒアリングを行いたいと思
っているところでございます。

「(3) 案件形成の推進に向けて」でございます。

制度ができて優先的検討も規程の策定を要請して、公共施設等総合管理計画もできてと
いった段階で、今後、案件形成の推進に向けてということで、地方公共団体や民間事業者
への技術的支援ですとか、人的支援等の支援や助言のあり方にかかわるヒアリングとい
うことで考えているところでございます。

例えばということで、PFIのアドバイザー業務を中心に取り組んでいる業界から、そう
いった取り組みですとか、人材育成の課題といったような点についてですとか、案件形成
に係る地方公共団体の先進的な取り組みについてといったところすとか、また、ちょっ
と具体的になってしまいましたが、例えば東洋大学公民連携専攻の取り組みですとか、そ
ういったことについてという観点でヒアリングを考えているところでございます。

これをどういように進めていくかというのが「2. 年内のスケジュール(案)」とい
うところでございます。

第9回目ということで10月23日にさせていただきたいと思っております、ヒアリングは
合わせて2回行う予定ですけれども、1回目ということで10月23日に、今、大体4社か5
社と考えておるのですが、根本先生と計画部会の石田直美専門委員と優先的検討部会の下

長右二専門委員から、上のこういった論点に沿ってヒアリングをさせていただければと思っておるところでございます。

さらに2回目ということで、第10回の計画部会を11月13日に開きまして、そこで地方公共団体ですとか、民間事業者ですとか、有識者の方々から、また5社程度ということでヒアリングを行いたいと考えております。

12月12日に取りまとめということで「PPP/PFI推進にあたっての論点整理」というものをさせていただきたいと思っております。

予定につきましては以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

宮本部会長、何かございますか。

○宮本委員長代理 今、御説明いただいた予定で進めてまいりたいと思っておりますけれども、まずはこの事業目標を達成するために何をすべきかということで、年内には主な課題・論点を抽出させていただく。年明けから具体的にアクションプランの改定に向けて内容を詰めていくという形を想定しております。

その中で、年内には根本先生を初め、識者の方々からいろいろな御意見をいただいて、課題を抽出していく。

もう一方では、これまでの実績について、先ほども御報告がございましたけれども、中身を見ながらどこに問題があるのかを見ていこうということです。

先ほど御指摘にもありました水道などでどこなのかというところも、もう一回改めて項目を整理して提示するという方向もあるのかなと思っております。

特に個別の項目ごとの話もございますけれども、アクションプランにはこれまで直接書かれておりませんでした。人的育成といいますか、支援といいますか、これをどういうようにしていくのかという、いろいろなこういうことに携わっていただける公共側の人はもちろん育成しなければいけないわけですし、民間側の方も育成していくということはどうするのかというのが、今回【主な論点】の(3)で事務局のほうから御提示いただいたものだと考えております。

とりあえず論点整理が終わった後に御意見をいただきながら、推進アクションプランの改定に向けて進めていければと考えております。

以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、何か御質問はございますでしょうか。今、人材育成という話も出てまいりましたね。

工藤委員、どうぞ。

○工藤委員 論点の3番、今おっしゃった人材育成はすごく大切だと思っております。限られたところで今まで結構やっていたと思うのです。裾野を広げる瞬間に、やったことのない人たちが入札で落として、勉強しながらやるみたいなことが既に起きている状況もある

って、これは非常に大切なところだなと思っていると同時に、実はコンサルさんであったり、こういうアドバイザーの人たちが、どういう要件を決め込むかというところが、私のように、手を挙げる側のほうに参加している人間からするとものすごくそこが重要になってくると思っているので、ぜひこれは育成していただきたいということ。

あわせて、この議論は割と、上からの目線と言うと変ですけども、今まで公でやってきたものをPFIに持っていきましようという目線がすごく強くて、もうちょっと下から、PFIをやりにいこうという人たちにとってのハードルが何かというところをもう少しひもといたほうがいいなとは思っていて、先だって参事官のほうにはお話もしましたが、基本的に公共施設をPFIに変えていくということで、もともとの中身は公共施設として取り組んでいた事業をPFIなり、PPPにするわけで、中身としては同じはずなのに、今、これは公共事業にならないのですね。一般的な実績としては、現段階でPFI事業をやったものは、入札参加とかいろいろな上で、民間の事業だから公共事業をやったということにはならないのです。

これはすごく矛盾が生じていて、つまり、各自治体、例えば工事とかを請け負う人たちは、その自治体でどれだけの年間実績を上げたかということによって、Aランク、Bランクとランクづけされるのです。

これは震災のときもそうだったのでですけども、他県でやったのが入らないとか、国は国の実績、そのように分かれているので、ここの考え方を変えていかないと、PRばかりやっていたら、公共施設をやった実績がゼロになってきて、やりたくない、公共の実績をとっておかないと入札参加できないよみたいな矛盾が、実は手を挙げる側に潜んでいるのです。

だけど、中身が一緒であれば、PFI事業をやったということも、しっかり公共施設のことにかかわった実績としてカウントしてあげれば、非常にそれは手も挙げやすくなるという、実はこれはいろいろ事業をやっているものについては、この実績というところはものすごく直面するので、進めれば進めるほど、そこを整理しておいてあげないと、とても手を挙げにくくなるという点があるので、このコンサルさんとあわせて、PFIのカウントの仕方をぜひ御議論していただいたほうがいいかなと思います。

○宮本委員長代理 御指摘、大変ありがとうございます。

御指摘の点も含めて、PFIに対して障害となっているものをもう少し整理して、それについて対応がとれるものからアクションプランの中に書いていただくということを進めていきたいと考えております。

○石原委員長 どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 人材育成がキーだと思うのですけれども、ただ、民間と違って公共部門の人材育成はすごく難しく、御案内のとおり、自治体は3年ごとにローテーションする。特に自治体は、きのうまで福祉をやっていた人が、きょうからPFIということがざらにある。したがって、具体的に公共部門の中で、どうやって人材を育成していくのかというのは公

務員制度にかかわる話で少し考えないといけない。

東京都みたいなある程度大きな規模であれば、専門の人間をストックしておくことができると思うのですがけれども、小さい自治体だと人手がもともと足りないのです。例えば県か何か、あるいは中核市とかにそういう専門人材をつくっておいて、それが県の中の市町村を回るとか、近隣の小さな市町村にアドバイスに行くとか、そういう体制をとらないと、市町村ごとに専門家をつくれと言われても無理な話ということになってしまうので、専門人材のストックというか、シェアというか、プールというか、そういったものを少し視野に入れていかないといけないかなという気がします。

私は地方財政をやっているのです。徴税から何から、みんな同じ問題を抱えているので、自治体はとにかく専門家がないというのが現実なので、少しそこは工夫が要るかなと思います。

○石原委員長 現実にはいろいろアドバイスをされている機構の半田社長、今の点はいかがですか。

○半田PFI推進機構代表取締役社長 PFIの障害は実にさまざまでありまして、自治体の側にあるケースもあれば、民間の事業者さんのほうにあるケース、それから、水道法のように法制度そのものに問題があるケースとさまざまだと思います。

ただ、ここも十数年のPFIの取り組みの中で、かなり論点は明確になってきておりまして実はもう改善をされた、例えば始まった当初は国庫補助金が、公共事業は出るけれども、PFIにすれば出ないというケースが非常に多かったのですが、これはもうイコールフットィングという中で、そういうのはほとんどなくなりまして、同じ額の補助金が出るようになった。むしろ下水道事業などでは、PPP/PFIの検討をしていたほうが、より手厚い国庫補助が振り向けられるようなところも出てきておりまして、まさにさま変わりをしてきたところもございまして。

ですから、かなり大きく変わってきたところがあって、特に次の議題にあります優先的検討規程が、抜本的に自治体の皆さんを動かす大きなきっかけになりつつありまして、そこをさらに押していくことも有効なのではないかなと感じて思います。

○石原委員長 人材の点はいかがですか。

○半田PFI推進機構代表取締役社長 人材の点は、確かに地方自治体の人事異動はやむを得ないところもあるのですが、例えば自治体によっては人材プールのような形で、過去にPFIを経験、担当してきた方に話が聞けるような形であったり、あるいは近隣の自治体といろいろな情報交換がされたりとか、それから、非常に優秀なコンサルタントの方も多いので、そういった方が活躍される場所もあるかと思っています。あとは根本先生の大学の卒業生のネットワークは、どんどんOBがふえて厚みを増していると聞いておりますし、そういったものがかなり充実してきているように感じております。

○石原委員長 まだまだあるかと思いますが、計画部会でよろしくどうぞお願いいたします。

続きまして「優先的検討部会の今後の予定について（案）」につきまして、事務局のほうからよろしく願いいたします。

○森企画官 それでは、資料4「優先的検討部会の今後の予定について（案）」に基づきまして御説明をさせていただきます。

「1. 優先的検討に係る平成29年度の今後の取組予定」でございます。

項目は大きく3つありまして、今やっていることも同じなのですが、確実な策定に向けた取り組み、的確な運用に向けた取り組み、人口20万人未満のところの促進に向けた取り組みということでございます。

「（1）優先的検討規程の確実な策定に向けた取組」ということで、既に策定をしているところですか、今後やるところもそうなのですが、課題とか工夫点に関するアンケートを行うというところで、これは上半期の状況をフォローアップするということでございます。

そのときに課題の把握とその解決方策の検討を行うということ、あとは工夫点も把握しまして、優良事例等を横展開するというのを考えております。

「（2）的確な運用に向けた取組」につきましても、運用上の課題の工夫点をアンケートで聞きましょうということで、そのときに課題を把握して解決方策を検討する。工夫点の把握と優良事例の横展開ということで（1）と同じことですが、運用についてもそういったことを行いたいと考えております。

「（3）人口20万人未満の地方公共団体における規程の策定・運用の促進に向けた取組」でございます、これも先ほど御説明させていただきましたけれども、優良事例となるような自治体をヒアリングすることと横展開をするということで、こういったことを平成29年度に行っていこうと思っております。

具体的に課題とか、また、どういう形になるのか、想定されるものを参考までにその次のページに記載をしております、例えば「1. 優先的検討規程の策定上の課題」といったことと、目的とかその意義とかがちゃんと理解できていませんというようなことと、関係部局との連携が課題となりますとか、対象事業をどうするかといったようなことが課題になるということと、職員が不足していますとか、配置なども課題となっていますというようなことが策定のときに想定される課題です。

「2. 優先的検討規程の運用上の課題」ということになりますと、策定した方がいいがちゃんと運用できているかというときに、その対象事業が適切に把握されて検討のフェーズに進んでいるかということ、職員がそこを正しく理解し、適切に事業が把握されているかといったことと、必要な職員が足りているかといったようなこと等です。

簡易な検討、詳細な検討というように進んでいくのですが、そこでVFMを算出するけれども、その妥当性をどのように担保するかといったようなことと、定性的な評価を行ったのだけれども、その客観性をどのように担保するかと、あと詳細な検討を実施する上で調査費用をどう捻出するかと、そういったところが課題になってく

と思われるので、そういった課題に対しまして、対応策となり得る考え方ですとか、そういったところでうまく工夫している自治体もあると思われるので、そういったところを整理していきたい。そういったことを整理して横展開をするとともに、必要に応じて運用の手引きも拡充をしていきたいと考えております。

戻っていただきまして、2番目で部会において何を行うかということで、こちらも3点ございまして、規程の策定ですとか、運用状況のフォローアップを行うということと、規程の運用を適正化するために必要な施策の検討を行います。あとは人口20万人未満のところの促進に向けた施策の検討を部会において調査審議をしていただくということを考えております。

「3. 部会のスケジュール」でございますけれども、11月ごろに次回の部会を開催して、アンケートをとっておりますので、その分析等を行うとともに現状の課題の把握と対応策について御議論をいただくということです。ヒアリングも行いますので、その結果についても、御報告、御審議いただくということで考えております。

来年の2月ぐらいにそのときの議論を踏まえて「的確な運用に向けた方策」ですとか「未策定団体への策定の促進」の具体的な方策について、御審議をいただきたいと考えております。

予定につきましては以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございました。

根本委員、何か補足はございますか。

○根本委員 まとめてよろしいでしょうか。

人材育成については計画部会でお話をしますので、そんなに格好いい話ばかりではなくて、非常に大変なので、その辺もちょっとお話をしたいと思えます。

資料1のところ、道路は次がないのかということがあって、確かに有料道路と考えればないのですけれども、一般道路が大事だということは、PFI全体の議論の中では常々言っていて、これはコンセッション事業等の進捗状況なのでこういうまとめ方をすると入らないのですけれども、公営住宅のようにコンセッション以外の類型も入れているものもあるわけですから、一般道路についても数値目標を設定してよいかと思います。

では、何をカウントするのですかということで、道路においては包括民間委託、今、事例が3件ありますが、いずれもかなりの効果が出ていると思っていて、これがどんどん進められる、国はちょっと別にして、管理者は1,800いるわけですから確実に進められる話なので、これがアクションプランの文脈から完全に外れるというのはやはりおかしいと思います。これが1点です。

水道に関しては、これは厚生労働省さんのマターになるのですが、コンセッションにするかしないかという、もうちょっと手前のカテゴリーをつくってもよいかと思っていて、水道法人という、どんなものかという、社会福祉法人とか医療法人と同じような、学校法人もそうですけれども、旧来のPPP的な、やや中途半端な法人格ではあるので、そういう

ものをつくることによって水道法人の法人格によって安全性を担保する。

これはどういうことかという、今、高齢者福祉施設は介護保険法に基づいて、特養、老健、療養型の3種類あるのですけれども、これは3つとも民間が9割以上持っているのです。医療法人と社会福祉法人です。それから、障害福祉施設は18カテゴリーあるのですけれども、このうち17カテゴリーが民間が9割以上持っているのです。デイサービスなどは営利法人が9割以上持っていますけれども、社会の仕組み自体がしっかり担保していれば、それに対して安心する。

特定の企業について安心しろというのではなくて、社会の仕組みに対して安心するというのは十分に得られて、特養は民間にやってもらっていいけれども、水道はだめだという理屈はそもそもないのですね。なので、そもそもおかしいですよと言いつつではなくて、中間概念をつくってもいいかなと思います。

行革的には余り望ましくないことは事実なのですけれども、放っておくとなかなか進まないような気もするので、そういうことは一つあるかなと思います。きょう厚生労働省の方がおられるのだったら、そういうことも検討されているのかもしれませんが、PPPの立場からもそういうことは一つあるかなと思います。これが2点目です。

3点目が、優先的検討部会の仕事でいくと、例の人口20万人以下の拡大の話なのですけれども、これは一気に撤廃すべきだと思います。

最近、庁舎の建てかえがブームになりつつある。一番老朽化が進んでいて手をつけなかった領域で、放っておくと宇土市役所みたいに震災で倒壊してしまうということです。その前に建てかえるのは当然だと思うのですけれども、それが総事業費10億円未満でできるのかということなのですが、最近のをちょっと調べてみたところ、人口20万人未満の自治体で、新潟県の新発田市、燕市、長野県の飯田市、岩手県の紫波町、いずれも人口20万人未満なのですけれども、それぞれ総事業費が57億、43億、68億、30億なのです。紫波町は人口3万人で30億というのはちょっと金をかけ過ぎかなと思いますけれども、人口3万人のところでも、総事業費ベースで10億円未満になることはあり得ないのです。

ということは、必ず対象があるということなので、人口100人のところでどうかというのはちょっと別ですけれども、基本的に何万人まで下げるかということではなくて、事業のスケールでしっかり仕切るのだよと考え方を決めて、人口要件を撤廃した上で、さはさりながら小さいところは、工数がない、手数がないよということで、そこは集中的に応援をしてあげるといような、ちょっと原則を転換する仕組みにしないと、PPP/PFIを使わずに、莫大な費用をかけて庁舎がどんどん建ち上がっていくという矛盾が世の中に生じて、そのときに我々は一体何をやってたんだということを、次世代から追及されることもあるかなと思います。

4点目、最後ですけれども、同じく優先的検討の過程で、規程はつくったけれども、なかなか進まない理由の一つが定量評価のところでした、簡易な定量評価というのはそれはそれですぐできるのですけれども、マニュアルもあるし、エクセルも配布されていてでき

るのですが、詳細な定量評価はコンサルに出さないといけないというように、一応、ルール上はなっているのです。こういうルートを経ないで、直接定量評価なしで導入を決めることもできるのですけれども、読み方が、これはつくったときからそういう議論をしていたのですが、どちらが原則かよくわからないところがあるのですね。

今、申し上げた庁舎だとか、これから本格化するであろう学校の統廃合とかを考えると、必ず10億いくので、どこでも似たようなものをつくるのに、一々外部のコンサルにかけて定量評価しないと進まないということになったら、そちらがボトルネックになってとまる。これは本末転倒だと思うので、定量評価は一本化する。簡易、詳細というのは一本化する。なおかつ、外部のコンサルは要しないとしっかり明記する。

外部のコンサルにかけたら、格段にレベルの高い定量評価が出るということはありません、そもそも推測なので、やや特殊な事例を織り込むのだったら自分たちでも十分できるはずなので、定量評価のハードルを大幅に下げる、全くゼロにしたいのですけれども、そこまではちょっと難しいとしても、わざわざそのために外部コンサルを頼む予算をとったり、募集したり、あるいは時間をかけて、半年や1年、平気でかかるような行為を原則にしているのではないかとこのように読まれると、PPP/PFIは時間がかかって、時間がないので従来型でやりますという結論を出されてしまうというのは非常に恐ろしいと思います。

以上、4点、それぞれ大きいのですけれども、事務局のほうで御検討いただきたいことと優先的検討部会のほうでこれからテーマにしていきたいこととお話をさせていただきました。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

4点、修正案といいますかね。

○坂本参事官 大きな御指摘、本当にありがとうございます。

我々もしっかり、今おっしゃった点、一部は優先的検討部会でまた御相談させていただきますが、まさに今おっしゃっていただいた4点目のところは、先ほど28団体もありましたという話がありましたが、私も手分けをして、広島、福山、岡山といったところを回ってきました。また、東京都の区のところうちのスタッフで回ったりしているのですけれども、詳細な検討のところ、コンサルの発注をしないといけないということが係ってくるので、おっしゃるとおり、そこを悩んでいる自治体もありました。そういうところは、ぜひ、また御相談させていただければと思います。

そういう意味で、先ほど水道とか道路もありましたけれども、担当している部局ともよく相談をして、特に水道ですね。いきなりコンセッションというのはハードルが高いので、最初にお話がありましたように広域化とか、まず、できるところからやっていって、実際に一番高いコンセッションを最終的には目指していくという、それ以外のやり方も、もちろん多様なPPP/PFIというように、アクションプランにも書いてありますし、そういうことでいろいろなやり方をぜひ御相談させていただければと思います。

○石崎審議官 今回の道路と水道のものについては、計画部会の検討の内容でよろしいでしょうか。どちらかという、多様なPPP/PFIの手法の活用、裾野拡大と、我々はどちらかという、イメージするのは今までやっていない分野ということだったのですけれども、多分、今のはやっている分野で別のやり方をもっと工夫すべきだという御指摘だと思います。

○宮本委員長代理 アクションプランの改定を見据えての議論になるのかとは思いますが。

○石原委員長 委員の方も重複しておられますし、最終的にはこの委員会ということになるのでしょうかけれども、その前に。

○宮本委員長代理 もちろん下準備は計画部会でということでございます。

○坂本参事官 3点目の人口20万人未満の、10億いく対象があるというのは、まさにおっしゃるとおりで、人口20万人未満もしっかりやっていけるように。

ただ、一方で紫波町みたいに人口3万人でも、しっかりPPP/PFIができていところもあれば、いろいろなところがありますので、できるだけいろいろな自治体ができるように、そういうやり方をしっかり考えていきたいと思えます。

特に人材の話も出ましたけれども、前に講演に行ったときに、岡崎市さんは先進事例ということで、ほかの自治体向けに、私みたいに講師の一人として来られていたのですけれども、PFIの担当は2人しかいませんという状況ではありますので、先ほど佐藤委員からのお話で、そのときのお話を申し上げられましたけれども、人材のストックとか、そういうことも含めて、引き続き御相談させていただければと思えます。

本当にいろいろと貴重なお話をたくさん、ありがとうございます。

○石原委員長 柳川委員、最後にまとめて何かございますか。

○柳川委員 もう既にいろいろ御意見が出ましたけれども、PPP/PFIの課題や問題点は今までも大分出てきているのですが、これから大きく広げていく上で何を考えたらいいかということを改めて考えるポイントは、幾つか重要なポイントがある気がいたします。

一つは人材のところ、これは佐藤委員がおっしゃるようになかなか難しいのですけれども、恐らく両にらみでやらなければいけなくて、一つは難しいながらも人材を育てていく工夫が重要だと思いますし、根本先生のところの取り組みなども御活用しつつやっていただくということがこちらにあって、もう一つは、ある意味で人材に余り頼らないということでしょうか。全然別の部署にいた人がPFIのところに来ても、それであっても割と簡単に導入ができると、こういうようになってこない、小さな自治体ではとてもできませんし、大きな自治体であってもそう簡単にはできないということになるので、ある種、知識やノウハウを、人材の人のところにためるのではなくて、見える化して、ドキュメント化して、素人とは言いませんけれども、ある程度の知見がある人であれば地方自治体の中で使えるようにしていくということが、考えていく大きなポイントなのだろうと思うのです。

その意味では、この優先的検討課題の優良事例の横展開とかが、一つそういうものになっていくのだろうと思うのですけれども、もうちょっと裾野のところ、単なる事例の紹介だけではなくて、マニュアル的なもので、しかも、どうしてもどんどん複雑になってきて

しまつて分厚いドキュメントになりがちなので、簡単な、比較的簡易なマニュアルで導入できるような工夫を少し考えていただければと思います。

これはちょっと中長期的な課題になるのかもしれませんが、重要なところである気がいたします。

もう一つは、これも今年のことでもないのかもしれませんが、21兆円をどうやって実現させるのかというのはかなり真剣に考えなければいけなくて、21兆円ありきではないのですけれども、それをターゲットとして大きく盛り上げていくということはとても重要なことで、多様な取り組みというところがありましたけれども、計画部会のほうで、ぜひ視野を広げるような、今までの発想にはないようなところを議論できるようなところをぜひ工夫していただければなと思います。

とりあえず出てくるところでは、公的不動産のところは非常に大きな実現性のある分厚いところだと思いますし、それから、人口20万人未満の、今、出てきたようなところは、これからもう少し掘り下げていくことで案件が増えてくると思うのですけれども、いずれにしても計画が出てきたときは2013年度ということで、2022年度は相当先な感じだったので、今となっては2022年度は結構すぐだなという感じがするので、そういう意味では余り時間がないような気がしますので、ぜひ視野を広げるような議論をしていただければと思っております。

○石原委員長 上村委員、どうぞ。

○上村委員 優先的検討部会で可能ならば研究というか、検討いただきたいのが、VFMをもう一步進めて、今の評価をもう少し簡易にということはもちろん賛成なのですけれども、自治体のバランス、財務諸表をどう変えたのか、PPP/PFIがどうバランスシートを変えて改善したり、オフバランス化が可能であるのかというところを数値として見える化しないと、なかなか首長さんが、人材育成も大事ですし、同時に各自治体の首長のリーダーシップが非常に大事だと思うのですけれども、そこに訴えていくためには財務諸表的に非常に有効なのだと、こういうように効いたのだというようなことが、なかなか一つ一つをいろいろな場合があって、財投から借りている場合もあれば地方債でやっている場合もあれば、いろいろあるので、全部が全部、財務諸表にあらわれるとも思えないところもあったりして、どういうように反映させていくのかはなかなか難しいのですけれども、しかし、そこを見える化していく。

つまり、公的負担をどのぐらい減らして、民間資金はどれぐらい入ったのかということで、初めてPPP/PFIの意義が出てくると思いますので、テーマが大きいですから別の部会が必要なのかどうか分からないのですけれども、そういうことを取り上げていただけると、これも会社のほうでもいつも話題にはなるのですが、ここを掘り下げるのはこういった部会とかそういうところでないと、今の財務諸表への反映は、どういうように考えていいか難しいところがありますので、ぜひ新しいスタイルと知恵を結集しながら取り組んでいかなければならない問題ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○根本委員 今、バリュー・フォー・マネーは、行政コスト計算書の概念でいかに小さくても比率でしか見えないので、全体に対してどういう影響があるのかよくわかりません。仮にやったとして、実は余りないというのが現状なので、やってみることは必要なのだけれども、どのくらいを目標にしてやるのですかというのは恐らく地方財政側で実質公債費比率をどのくらいにするかとか、そのようなこととあわせて考えて、数値目標ができ上がっていくべきだろうということは、そのとおりだと思います。

今のところ、そうはなっていないのですけれども、ちょっと反省の意味も込めてそういう整理をする必要があるのと、逆に、そういうアプローチによって、行政コスト計算書にあらわれないようなバランスシート改革の必要性は当然浮かび上がってきて、公的不動産はその一つなのですけれども、逆に、不要資産、低・未利用資産を出すのではなくて、使っている資産を出すというセール・アンド・リースバックのような形でバランスシートから落とすというような、コンセッションは運営権が移転しますから、完全にその一つですね。

だから、バランスシート改革という目的が、国や地方の負債が多いよというところから始まっている割に、現実のPPP/PFIがマイナーだというのはおっしゃるとおりなので、バランスシート改革のためのPPP/PFIを新しく考えるというのはすごく大事だと思うし、それは部会の域を超えますけれども、部会から提案をしていきたいと思います。計画部会のほうでも同じような議論はできると思います。

ありがとうございました。

○石原委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 先ほど根本委員から非常に大事な指摘で、人口20万人以下のところはもっと適用拡大をしていくべきだという議論があったのですが、人口20万人未満になると総務省との関係が出てくると思うのです。

役所の建てかえは多分地方債で記載して、交付税も含めて元利償還も面倒を見てもらってといういつものスキームだと思うのですが、ただ、これが一つ使えるのは、その地方債のほとんどが多分公的資金なので話がまた理財局に戻ってしまうのです。

国土交通省さんの社会資本総合整備交付金などはPFIの検討を要件にしているというのであれば、例えば財投さんが公的資金を入れるときに、それはPFIを検討したのですかとか、PFIでやったのですかということ逆を要件にすれば、ある程度小さい自治体に対しても縛りにはなるので、総務省に持っていくと絶対に嫌がるので、でも、財務省はこういうのは好きですから、あそこの2つは立場が違うので。そちらに対して、インセンティブつけていくというのが一つのやり方かなと思いました。

○石原委員長 本日は各省から代表の方が出ておられますので、ぜひ持ち帰っていただければと思います。

統括官、どうぞ。

○田和統括官 統括官の田和でございます。ちょっとおくれて済みませんでした。

ちょうど経済財政諮問会議に出ておりました、総理が、結局、消費税の半分を人づくり改革に充てると、約2兆円ということをおっしゃいました。

これから財政健全化には結構負荷がかかるわけだけれども、来年の中間評価というのが実はございまして、経済財政再生計画というのは、この3年間、2018年度までは、いわゆる集中改革期間と称してやっているわけですが、その後、財政健全化目標をどうするかということとあわせて、特に歳出改革をどう加速するのか、本日も特に消費税を使うということであれば、歳出改革をより強化しなくてはならないという声も結構あったわけですが、特にPPP/PFIは、その最有力候補の中に出てきて、取り組みをもっと抜本的に拡大しろという声もどんどん大きくなっていくのだと思います。

今、いろいろなお話の中でバランスシート改革とか、確かにこういう視点が実はこれまでも書いてあるのですが、なかなかない。實際上、関西空港とかはまさに典型的な問題です。

余りここでは言えないのですが、実は国のバランスシートを見れば、そういう分野は結構あるわけですし、きょういただいたお話は人材育成などとあわせて本当にどうやっていくのか、内閣府自身も、今、来年の法改正とあわせて、どういうように機能強化をやっていくのか、そういったことで、地方にどういうようにやって、お互い協力しながらやっていくのか、結構難しい問題を抱えるわけですが、今回いただいた御意見は非常に大胆にPPP/PFIを進めていく上で非常に重要なサジェスチョンをいただいていますので、一つ一つしっかり拾って行って、それを今の中間評価、まさに来年の骨太方針とか成長戦略に、しっかりと政策として載せていけるように御審議いただきながら、我々もどんどん資料やデータをいろいろ出して、来年にしっかりつないでいけるようにしたいと思いますので、ぜひ御指導いただきたいと思っております。

○石原委員長 それでは、本日はこれまでといたしまして、あとは12月でしょうか。

○坂本参事官 12月をめどに。

○石原委員長 それぞれの部会の報告をいただいて、今、統括官からお話があったような問題も含めてさらに論議を深めて、いずれにしろ実績が随分出てきましたので、これまでのように空中戦ではなくて、もっと実績に基づいた話で進めていければいいと思っております。

ほかに何かございますか。参考資料というのがありますが、資料はよろしいですか。

○森企画官 後ほどごらんになっていただければと思います。

○石原委員長 それでは、本日はこれをもちまして終了といたしたいと思います。

どうもありがとうございました。